Nippon Electric Glass Co., Ltd.

最終更新日:2015年4月30日 日本電気硝子株式会社

代表取締役 社長 松本 元春

問合せ先:総務部長 林 嘉久 TEL: 077-537-1700

証券コード:5214 http://www.neg.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営における透明性の確保や業務執行に対する監督機能の強化のため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニプロ株式会社	76,230,602	15.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,906,000	5.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,182,400	5.26
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	12,052,126	2.42
THE BANK OF NEW YORK 133524	9,952,555	2.00
株式会社滋賀銀行	8,089,400	1.63
BNPパリバ証券株式会社	6,643,000	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,555,000	1.32
SAJAP	6,230,000	1.25
TAM TWO	6,088,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記2. 資本構成【大株主の状況】は2014年12月末現在の状況を記載しています。

(1)ジーエルジー パートナーズ エルピーから、2014年2月20日付の変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)の写しが当社に送付され、ジーエルジー パートナーズ エルピーが2014年2月14日現在で31,400千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(2)ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーから、2014年10月21日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社が2014年10月15日現在で25,037千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(3)三井住友信託銀行株式会社から、2014年10月21日付の変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)の写しが当社に送付され、三井住友信託銀行株式会社他2社が2014年10月15日現在で28,107千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅲ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正夕	屋州				5	会社と	≥の関	係()	()			
A-0	/馬1工		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
小田野 純丸	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「 \triangle 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田野 純丸	0		取締役会等の場において、経営監視機能の強化を図り、客観的な立場からの意見を反映させるため、国際経済に関する専門的な知識や豊富な経験をもった経済学者を社外取締役に選任しています。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、監査役監査や会計監査人による法定監査を通じて定期的に、また、必要に応じて報告、意見交換を行っています。 内部監査部門(監査部)は、自ら実施した監査テーマについて監査役及び会計監査人に定期的に、また、必要に応じて報告、意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	:の阝	昌係 (※)				
以 有	周1工	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	m
石井 和也	公認会計士													
木村 圭二郎	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 和也	0		監査機能の強化を図り、取締役会や監査等の場において客観的な立場からの意見を反映させるため、専門的な知識や豊富な経験を持った公認会計士を社外監査役に選任しています。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しています。
木村 圭二郎	0		監査機能の強化を図り、取締役会や監査等の場において客観的な立場からの意見を反映させるため、専門的な知識や豊富な経験を持った弁護士を社外監査役に選任しています。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬体系を年功的なものからより期ごとの成果、業績に連動するものに見直してきました。また、社外取締役を除く取締役は、これまで持株会を通じて継続的に自社株式を取得するなど比較的多くの株数を既に保有し、現在も、役員持株会を通じて継続して自社株式を購入しています。

このため、当社では、ストックオプションなど他に企業価値向上へのインセンティブを用意するまでもなく、取締役と株主の利害を一致させ、より 緊張感のある経営を行うことができるものと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度において当社の取締役に対して支払った報酬は、240百万円です。なお、報酬額には、2015年3月27日開催の当社定時株主総会において承認された取締役賞与41百万円を含めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、月額報酬及び賞与で構成しており、その額は株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任及び実績に応じて決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部内に取締役会及び監査役会の事務局を設置し、社外取締役及び社外監査役に適宜、必要な情報が伝達されるように努めています。 取締役会については、原則として事前に資料を配布し、また、必要に応じて事前説明を行うなど充実した審議が行われるようにしています。また、監査役会についても、常勤監査役と連携し、原則として事前に資料を配布し、充実した審議が行われるようにしています。このほか、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項については事前又は事後に速やかに報告を行うようにしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。

(1)取締役・取締役会、執行役員

当社では、意思決定の迅速化と経営における透明性の確保、業務執行機能の強化を図っています。取締役の員数の適正化に努め取締役としての意思決定・監督機能を明確にするとともに、業務執行については執行役員制度を採用しています。また、経営責任を明確にし経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年に短縮しています。

取締役会は、毎月1回、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の監督(経営監視)と経営上の重要事項の意思決定を行っています。最終更新日現在、取締役会は社内取締役7名(うち、2名は代表取締役)及び社外取締役1名(2015年3月27日開催の第96期定時株主総会において新たに選任)で構成されています。

また、執行役員には、業務執行責任者である社長執行役員(代表取締役社長が兼任)の他、最終更新日現在、18名(うち、5名は取締役が兼任)が就任しており、社長執行役員のもと業務執行を行っています。執行役員の任期は取締役と同様1年です。

(2)経営会議

経営会議は、会社の経営上の重要案件等及び取締役会の決定事項の具体的な実施施策等についての審議を行っています。経営会議は、毎 月2回定例会議を開催するほか、必要に応じて開催しています。

(3)監査役・監査役会(監査役の機能強化に向けた取組状況を含む)

現在、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されています。各監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会で定めた監査の方針及び計画、業務の分担等に従い、重点監査テーマを設定し業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っています。

監査役会は、原則、毎月1回開催し、監査役間で適宜、情報を共有し意見交換を行っています。このほか、年1回開催される予算説明会において執行役員から直接年度予算の説明を受けたり、定期的に取締役及び執行役員から担当業務の概要、課題等を聴取するなど、事業の理解を深め監査の実効性の向上に努めています。

社外監査役は公認会計士及び弁護士を選任し監査機能の強化を図っており、それぞれ独立した立場で専門的な観点から監査役としての役割を果たしています。

また、総務部内に監査役会の事務局を設置し、監査役に適宜、必要な情報が伝達されるように努めています。

(4)会計監査人

当社は、会計監査を担当する会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法、金融商品取引法に基づく法定 監査を受けています。 2014年度における会計監査の状況は以下のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)
 - 指定有限責任社員 業務執行社員: 橋本克己(2年)、松本学(7年)、安井康二(1年)
- ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、 その他 4名

(5)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役又は社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外取締役又は社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項に記載のとおり、経営監視機能は有効に働いていると考えています。

当社は、2015年3月27日開催の第96期定時株主総会において社外取締役1名を新たに選任し、経営監視機能の強化を図っています。

機主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び議決権電子行使プラットフォームに発送日に掲載しています。
その他	招集通知(日本語)を、発送日に当社ホームページに掲載しています。 ビジュアルツールを用いて、事業報告等を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算の決算発表後に、総務・経理担当の常務執行役員が、当該決算の概要、次期決算の見通し等について、アナリストや機関投資家を対象に決算説明会を開催しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR専用ページを設け、適時開示資料、招集通知、年次報告書、有価証券報告書をはじめ、外部に公表した情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務・経理担当の常務執行役員がIRを担当しています。また、総務部内にIR 担当者を置き、IRに関する活動を行っています。	
その他	決算発表時において、翌四半期(累計ベース)の業績予想のレンジ形式による開示に加え、通期(累計ベース)の業績予想をレンジ形式により開示しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明		
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	当社グループの法令遵守・企業倫理の徹底を図るため、「グループ企業行動憲章」「グループ 企業行動規範」を定めています。これらの中で、「環境保全」「社会貢献」「人権尊重」などステ ークホルダーとの関係について規定しています。		
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に対する取り組み方針を「環境憲章」に定めるとともに、当社グループにおいて適宜、環境 ISOを取得しています。毎年、1年間の環境活動を取りまとめた環境報告書を作成し、当社ホームページに掲載しています。 コンプライアンスをはじめ「環境保全」、「障害者雇用の促進」、「地元貢献」を重点テーマに据えて企業の社会的責任の履行を通じて企業価値の向上を図ることを経営の基本方針に置いています。		
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「グループ企業行動憲章」において、「情報発信」の基本方針として、「適時、適切に、必要な企業情報を開示するとともに、広く関係先とのコミュニケーションを図る」ことを規定しています。		
その他	当社は、従業員が仕事と家庭を両立できるように雇用環境の整備を継続して行っており、次世 代育成支援対策推進法に基づき一定の基準を満たした「子育てサポート企業」として、厚生労 働大臣から認定を受けています。		

W内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法に定める内部統制システムの整備について次のとおり決定しています。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、<1>企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、<2>国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、<3>内部通報制度(窓口:コンプライアンス委員会及び弁護士事務所)の運用を行います。これらの内容は、定期的に取締役会及び監査役に報告します。

内部監査部門(監査部)は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その 状況を適宜社長に報告します。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(稟議その他の決裁書、会議議事録など)は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理をします。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行います。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク(コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、製品安全、安全衛生等)については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。

経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算(ビジネスプラン)を定めます。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討します。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部涌報制度を運用します。

また、当社グループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門(監査部)がその有効性を評価します。

このほか、子会社に役員を派遣し、各子会社の担当の執行役員を定め、事業遂行上の相談を受け付ける体制を敷くとともに、本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決します。また、定期的に当社及び子会社を対象にリスク調査を行い、当社グループとしてのリスクの把握を行い、適宜対応します。特に海外子会社については、重大な自然災害の発生等、当社に報告すべき事項のリストを作成し、問題が生じた場合の把握、対応に努めます。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図ります。

当社グループ業務の効率面では、グループファイナンスやグループ共通の会計システムを活用します。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助します。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊 重します。

(7)監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行います。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行います。

このほか、取締役及び従業員は、監査役が要求した場合には速やかに報告を行います。

子会社の監査上の問題把握のため、監査役は、子会社の監査役と適宜連携を図ります。

(8)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用状況は適宜監査役に報告していますが、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止します。

(9)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役からの申請に基づき、支払い処理を行います。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「グループ企業行動憲章」において、「法令遵守と公正な企業活動」の基本方針として、「反社会的勢力、団体には毅然と対応する」ことを規定するとともに、「グループ企業行動規範」に具体的な行動基準を記載しています。これらは携帯カードとして役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

上記基本方針に従い、総務担当部門が中心となり、情報収集を行うとともに、必要に応じ弁護士、警察等と連携して、組織的に対応することとしています。



1. 買収防衛策の導入の有無

 74-25-7	MT 1	'苦っ	の有無
I P (BI)	# T ())	18 A	(I) /A ##

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次のとおりです。

当社は、「グループ企業行動憲章」において、「情報発信」の基本方針として、「適時、適切に、必要な企業情報を開示するとともに、広く関係先とのコミュニケーションを図る」ことを規定し、適時かつ適切な開示に努めています。

(1)会社情報の収集

社内規程等に準拠して、各スタッフ機能部門/各事業部門における会社情報(子会社情報も含む)に関連する事項が、網羅的に、稟議制度や 重要会議を通して、または直接、情報取扱責任者(総務・経理担当常務執行役員)や総務部(総務部にはIR、法務機能が含まれています。)/経 理部に、適時・適切に報告・収集される体制をとっています。また、必要に応じて、取締役会で決議または報告することとしています。

(2)会社情報の開示の要否・方法等の決定

収集された会社情報に関連する事項について、開示検討委員会において、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則、金融商品取引法、その他関係法令(以下、規則等という)に従い、開示の要否、時期・方法等を検討します。検討結果は、経営会議に報告・確認を行い、最終的に社長執行役員が決定しています。

(3)会社情報の開示・公表

開示することが決定した会社情報については、速やかに開示・公表担当部門(総務部)が適時開示を行う一方で、原則として当社ホームページに開示資料を公表しています。なお、上記規則等の開示基準に該当しない会社情報であっても投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、同様の手続きで開示の要否等を検討し、開示・公表を行っています。



